

京都特別親善大使設置要綱

(目的)

第1条 京都特別親善大使（以下「大使」という。）は、京都の持つ奥深い魅力を、国内外の若年層を始め、多くの方に発信し、京都ブランドの向上を図ることとする。

(資格)

第2条 大使は、第3条に定める全ての選考基準を満たし、かつ京都にゆかりがあり、国内・国外において京都の魅力を幅広く発信し、京都ブランドの向上及び観光振興に貢献できる書籍、映像作品等に登場する人物、動物等のキャラクターであることとし、市長が任命する。

(選考基準)

第3条 選考基準は次のとおりとする。

- (1) 任命時において、国内外において、広く出版やテレビ放映などで認知されていること。
- (2) 京都をテーマに実在の地域、社寺仏閣、施設等を舞台としていること。
- (3) 観光振興や地域コミュニティの振興など地域活性化に資する内容であること。
- (4) 内容が特定の宗教的、政治的な宣伝意図を有する内容ではないこと。
- (5) 内容及び原作、製作に関わる人物、組織が公序良俗に反するなど社会的非難を受けていないこと。

(任期)

第4条 大使の任期は2年とする。ただし、年度の中途において任命された大使については、任期は翌年度末までとする。

2 次のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解任する場合がある。

- (1) 大使の登場する作品の作者・製作者等が、大使の名を利用して、宗教活動及び政治活動のほか、京都市の許可なく物品の販売、サービスの提供など営利活動を行う場合
- (2) 大使がある一定の期間のみ活動するなど、継続的な活動が期待できない場合
- (3) 大使の登場する作品の作者・製作者等が、公序良俗に反する等大使としてふさわしくない行為、言動がみられる場合
- (4) 以上のほか、市長が特に必要と認める場合

3 大使の再任は妨げないものとする。

(活動)

第5条 大使は第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 京都の魅力発信に関すること。
- (2) その他京都の観光振興に関すること。

2 大使の画像、映像、その他大使に属する素材として、作者、製作者、及び著作権所有者との協議の上、本市のPR素材に活用できる。

(報酬)

第6条 原則として、前条の活動は、無報酬とする。

(事務局)

第7条 大使に関する事務は、京都市産業観光局観光MICE推進室が行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月12日から施行する。